

別表第2 砂川海洋センター使用料（第9条関係）

（単位：円）

区分		金額						
		午前	午後	夜間	回数券（12枚綴）		定期券	
		9時～12時 30分	13時～17時 30分	18時～21時	午前・午後	夜間	3か月	6か月
個人 使用	小・中学生	40	40	40	400	400	480	880
	高校生	70	70	70	700	700	840	1,540
	一般	100	100	100	1,000	1,000	1,200	2,200
専用 使用	第1体育館	605		1,360				
	第2体育館	302		680				

備考

- 1 専用使用に係る使用料は1時間当たりの額とし、使用した時間数に当該額を乗じた額を使用料として徴収する。ただし、1時間未満の使用は1時間とする。
- 2 専用使用で時間区分を超えて使用する場合、1時間につき9時以前に使用する場合は午前・午後の金額に30%、21時以降に使用する場合は夜間の金額に30%に相当する額を加算して徴収する。
- 3 専用使用で暖房を使用した時は、使用料の40%に相当する額を暖房料として徴収する。
- 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 5 使用料の合計額に10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 定期券を所持する者は、土曜日及び日曜日の夜間に限り、砂川市総合体育館を利用することができる。